

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他		
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等の試験研究費がある場合の法人税額の特別控除制度 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容 試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第1項、3項</p>		
要望理由	<p>我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業は、新規事業のための優れたアイデアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かせていないのが現状である。</p> <p>このような中小企業の自主的かつ多様な研究開発の促進を図ることによって、資金的体力及び技術的能力を蓄積させ、もって新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現するため、所要の整備を行うことが必要である。</p>		
減収見込額	<p>（平年度）－（ 37 ）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 中小企業技術基盤強化税制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 戦略的基盤技術高度化支援事業（委託費）
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 中小企業技術基盤強化税制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 戦略的基盤技術高度化支援事業（委託費）
過去の要望経緯	<p>昭和60年度創設（税額控除率6%）、昭和63年度延長、平成2年度延長、平成5年度延長、平成7年度延長、平成9年度延長、平成10年度拡充（税額控除率を拡充（6%→10%））、平成11年度延長、平成12年度延長、平成13年度延長、平成14年度延長、平成15年度拡充（税額控除率12%の恒久化、税額控除率の3%上乗せ措置の拡充（12%→15%））、平成18年度拡充（増加額に係る税額控除（増加額の5%）の拡充、税額控除率3%上乗せ措置の廃止（15%→12%））、平成20年度拡充（増加額に係る税額控除（増加額の5%）または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の措置）</p>		
本要望に対応する縮減案			